

第1章 総 則

1 目 的

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号、以下「法」という)第7条第1項の規定に基づき洪水、高潮による水災を警戒し、防ぎよしこれによる被害を軽減するため、県下の各河川及び海岸等に対する水防上、必要な事項(監視、警戒、通信連絡、輸送及び水防管理団体相互間の応援ならびに水防に必要な器具、資材施設の整備と運用、避難、立退き等)について、実施の大綱を明示しもって水防の万全を計ることを目的とする。

2 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号の定めるところによる。

(1) 水防管理団体(法2条第1項)・水防管理者(法2条第2項)

水防管理団体とは、水防の責任を有する市町村をいい、水防管理者とは市町村の長をいう。

(2) 消防機関(法2条第3項)・消防機関の長(法2条第4項)

消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に規定する消防の機関(消防本部、消防署及び消防団)をいい、消防機関を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう。

(3) 水防警報(法16条第2項、3項)

洪水又は高潮により災害が発生するおそれがあると認めるとき、指定した河川又は海岸について、知事又は国土交通大臣が水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

(4) 水防団待機水位(法12条第1項に規定される通報水位)

河川の水位がこれ以上上昇すると、その沿岸に災害が発生すると思われる水位であって、各河川の特定地点ごとにあらかじめ知事又は国土交通大臣が指定した水位をいう。

(5) はん濫注意水位(法12条第2項に規程される警戒水位)

河川の水位が相当上昇し、その沿岸に災害が発生し、又は発生の可能性が強くなり、特に嚴重な水防警戒を要する水位であって、各河川の特定地点ごとにあらかじめ知事又は国土交通大臣が指定した水位をいう。

(6) 避難判断水位(法13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位)

氾濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。

(7) 避難判断水位

氾濫注意水位を超える水位であって氾濫の恐れが生じる水位をいう。

(8) 洪水予報河川(法12条)

流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずる恐れがあるものとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川をいう。

(9) 水位周知河川(法13条)

洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずる恐れがあるものとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川をいう。

3 水防の責任

(1) 水防管理団体(市町村)の責任(法3条)

市町村は、この計画に基づき、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 県の責任(法3条の6)

県内における水防態勢の確立、強化を図るとともに、水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

(3) 気象台の責任(法10条第1項及び2項、法11条第1項、気象業務法第14条の2第1項、2項及び3項)

気象予報及び警報の発表及び通知

洪水予報の発表及び通知

(4) 知事(沖縄県水防本部)の責任(法13条第2項、14条)

水位情報の通知及び周知

知事は、あらかじめ指定した河川について、避難判断水位(特別警戒水位)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに水防計画で定める水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

浸水想定区域

知事は、で指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。指定をしたときは、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(5) 市町村防災会議(市町村長)の責任(法15条)

市町村防災会議(または市町村長)は、水防法第14条第1項の規定により浸水想定区域の指定があったときは、市町村防災計画に次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水想定区域内に地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

市町村防災会議(または市町村長)は、のウに規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、のアからウに掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

(6) 放送局、その他通信報道機関の責任(法27条)

水防上、緊急を要する通信報道が、最も迅速に行われるように協力しなければならない。

(7) 一般県民の責任(法24条)

水防活動への従事

4 水防知識の普及

水防知識の普及は、県・水防管理団体において次の方法により行うほか適宜、関係機関の協力を得て行うものとする。

(1) 水防月間

5月の水防月間を通して、各機関の協力を得て県民一般に水防の重要性と水防思想の普及を図り、水防に対する県民の理解と協力を深めるものとする。

(2) 新聞、ラジオ、テレビその他一般広報紙等による普及

ア ラジオ、テレビ等の放送による普及

イ 新聞による普及

ウ 広報紙その他の刊行物による普及

エ その他の方法による普及

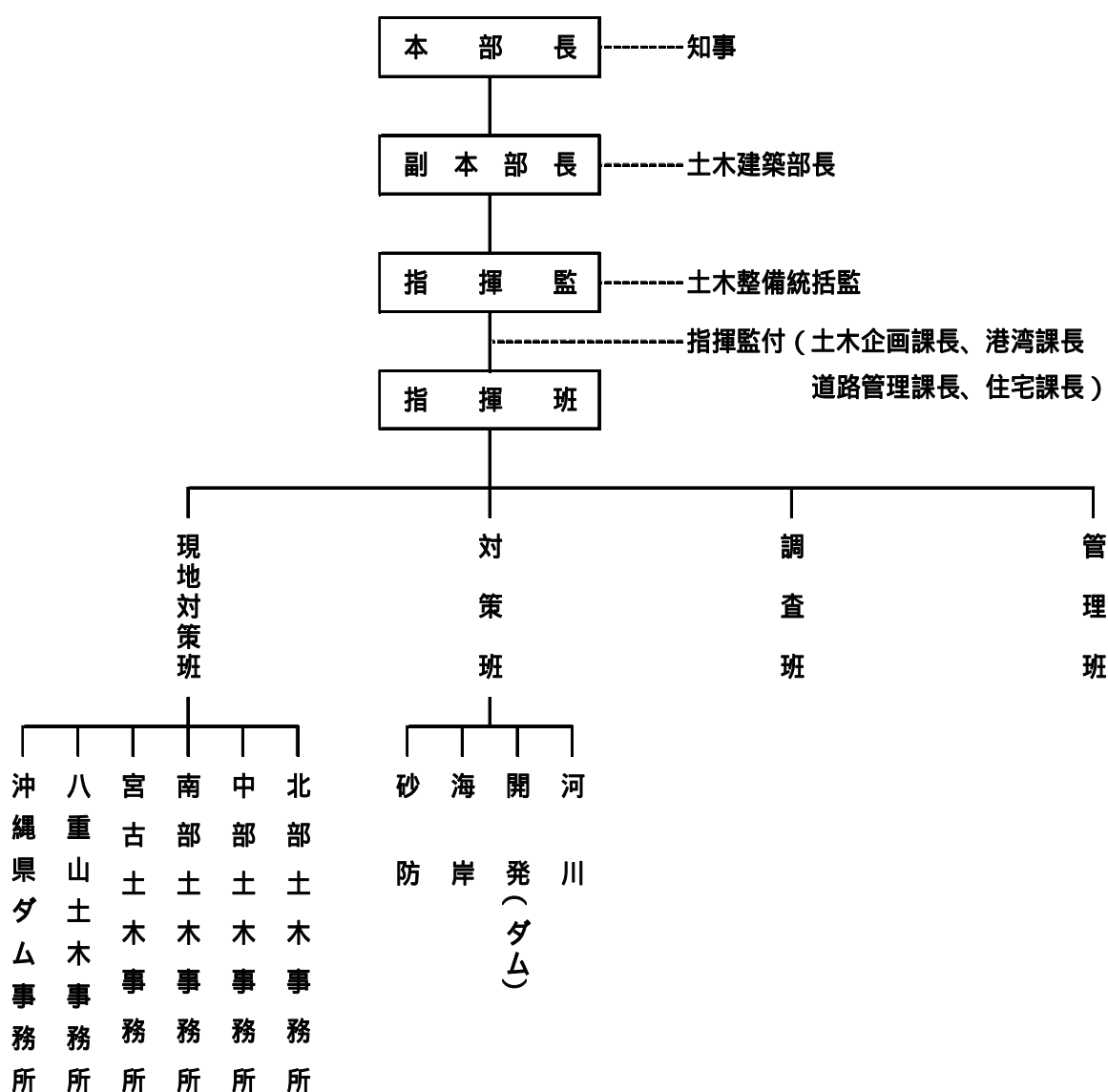
第2章 水防組織

1 県の水防組織

水防に係りのある気象の予報、注意報、警報等により洪水、高潮のおそれがあり、水防の必要を認めるときから、その危険が解消するまでの間、県は次の組織をもって水防事務を処理する。但し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく沖縄県災害対策本部が設置された場合は、同本部の一環として水防業務の遂行に努めるものとする。

地震による堤防の漏水、沈下などの場合、津波の場合も同様とする。

(1) 組織系統図



(2) 水防本部の事務分担

班名	班長	副班長又は班員	事務
指揮班	海岸防災課長	河川課長	水防業務全般にわたる指揮及び緊急対策
管理班	海岸防災課及び河川課 管理班長	海岸防災課及び 河川課管理班員	水防業務全般にわたる企画、水防資材の整備、 各班の連絡調整
調査班	海岸防災課 災害砂防班長 海岸班長 河川課 企画開発班長	海岸防災課 災害砂防班員 海岸班員 河川課 企画開発班員	公共土木施設の災害状況の記録、報告 災害応急復旧の調整 気象情報の整備
対策班	海岸防災課 災害砂防班長 海岸班長 河川課 河川班長	海岸防災課 災害砂防班員 海岸班員 河川課 河川班員	河川、海岸、砂防、ダムの水防対策、指導
現地 対策班	各土木事務所長 ダム事務所長	職員	所管区域の水防指導及び対策、現地の災害調 査

(3) 各土木事務所の所管区域

各土木事務所の所管区域は、沖縄県行政組織規則第232条に規定する所管区域のとおりとする。

名称	所管区域
沖縄県北部土木事務所	名護市、国頭郡、島尻郡伊平屋村及び伊是名村
沖縄県中部土木事務所	うるま市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、中頭郡
沖縄県南部土木事務所	那覇市、豊見城市、南城市、糸満市、島尻郡(伊平屋村及び伊是名村を除く)
沖縄県宮古土木事務所	宮古島市、宮古郡
沖縄県八重山土木事務所	石垣市、八重山郡

(4) 水防本部の設置

洪水、高潮又は地震による津波に関する注意報又は警報が発せられ、災害の発生が予想されると認められたときは水防本部を土木建築部海岸防災課内に設置する。

2 水防管理団体の水防組織

水防管理団体(市町村)は、管轄する区域の河川、海岸等で水防を必要とするところを、警戒、防ぎよめるものとし、円滑な水防活動が行われるよう消防機関、水防団、その他、必要な機関を組織しておくものとする。

第3章 重要水防区域及び災害危険区域

1 重要水防区域

管内の河川、海岸で特に重要な水防区域と認められる区域及びその中で危険と予想される区域は別表1、別表2のとおりである。

2 重要水防区域外で危険と予想される区域

管内の河川、海岸の重要水防区域外で危険と予想される区域は別表3、別表4のとおりである。

3 土石流危険渓流等、地すべりによる危険が予想される箇所、および急傾斜地崩壊危険箇所等は別表5、別表6、別表7のとおりである。

4 道路(国道、県道)危険区域は、別表8のとおりである。

第4章 気象注意報、警報などの発表及び諸観測の通報

1 注意報、警報発表と水防関係者の措置

(1) 気象台が行う予報及び警報

ア 沖縄気象台、南大東島地方気象台、宮古島地方気象台及び石垣島地方気象台(以下沖縄気象台等という)は気象等の状況により洪水、高潮又は地震による津波のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関に協力を求めてこれを一般に周知させるものとする。

イ 沖縄気象台等が気象業務法に基づき、発表する予報および警報は次のとおりである。

- (ア) 気象注意報、気象警報
- (イ) 高潮注意報、高潮警報
- (ウ) 洪水注意報、洪水警報
- (エ) 津波注意報、津波警報

(2) 県水防本部の措置

ア 注意報発表に対する措置

(ア) 沖縄気象台等と連絡を緊密にし、沖縄気象台等の通報に基づいて土木事務所等その他関係機関からの情報をとり、関係機関へ通報するものとする。

(イ) 注意報が発表されて必要と認められた場合は、水防本部において別に編成した1個班は待機し、水防活動を行うものとする。

イ 警報発表に対する措置

(ア) 沖縄気象台等と連絡を緊密にし、沖縄気象台等の通報に基づいて土木事務所等その他関係機関に警報について急報し水防について万全を期するように指示するものとする。また、土木事務所等その他関係機関からの情報をとり関係機関へ通報するものとする。

(イ) 警報が発表された場合は、指揮班長以下全班員が待機し、水防活動を行うものとする。
ただし、気象状況等により、待機職員を減ずることが出来る。

(3) 現地対策班の措置

ア 注意報の発表に対する措置

県水防本部から注意報の連絡及び指示を受けたときは、直ちに管内の水防管理者、その他関係機関に必要な連絡及び指示をするとともに土木事務所等において、別に編成した1個班は待機し、水防活動を行うものとする。ただし、地域の状況等により、待機職員を減ずることができる。

イ 警報の発表に対する措置

県水防本部から警報の通報を受けたときは、その状況を水防管理者その他の関係者に急報し本部の編成に準じて別に各班で編成した該当職員は待機し、水防活動を行うものとする。

ただし、地域の状況、気象の状況等により、待機職員を減ずることができる。

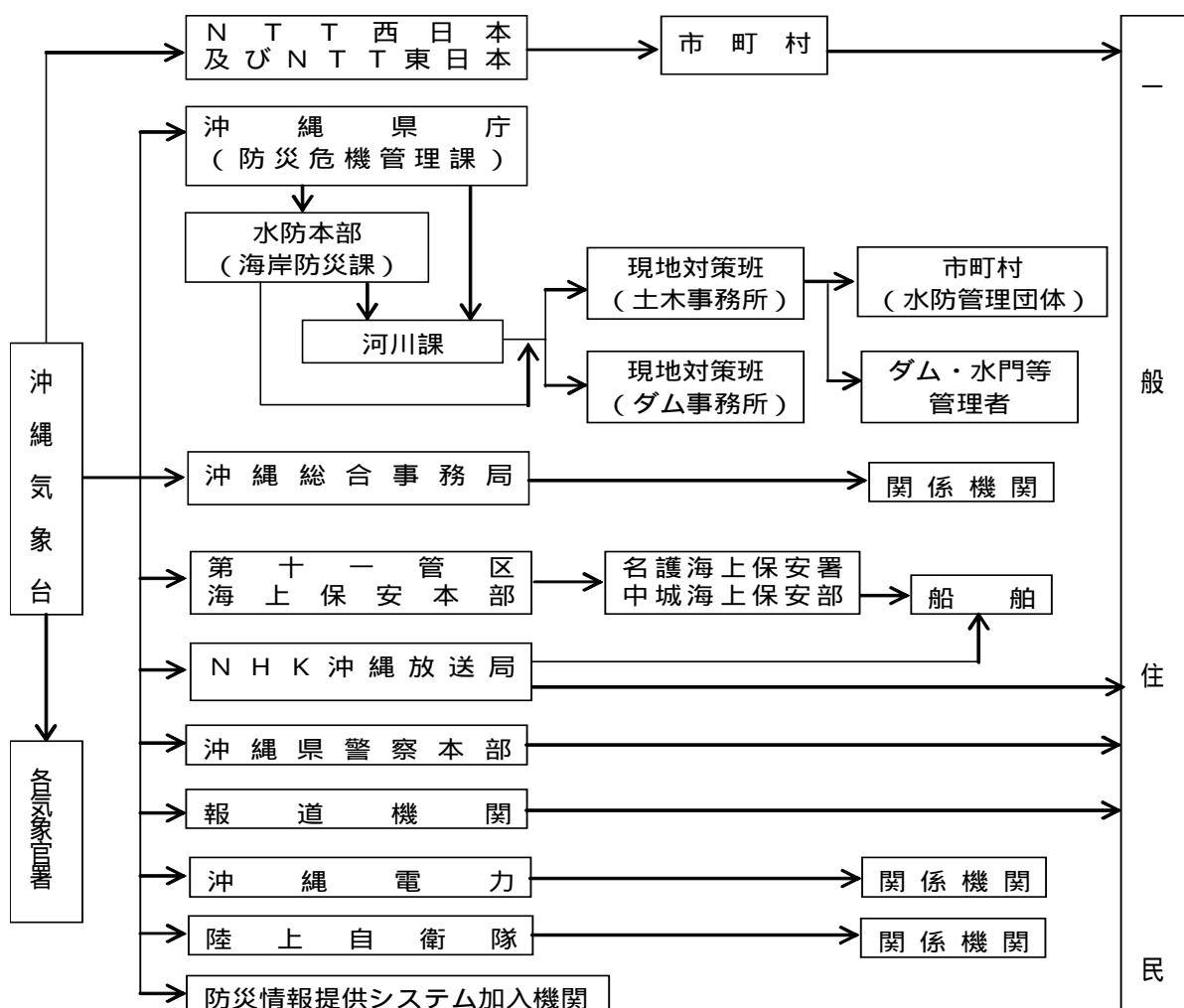
(4) 水防管理者の措置

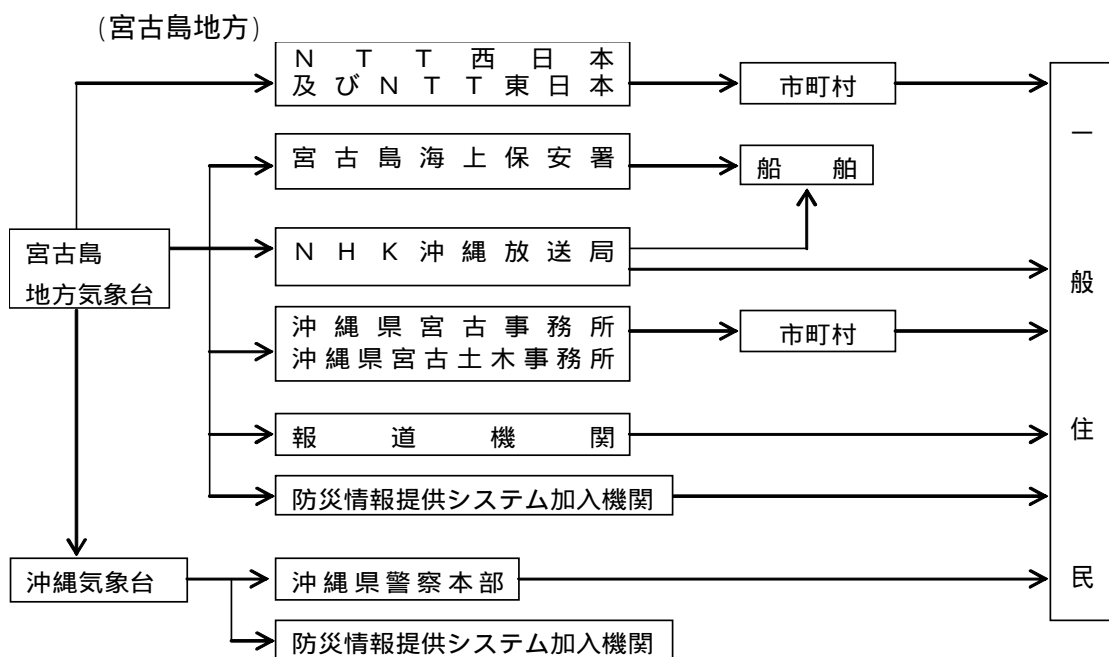
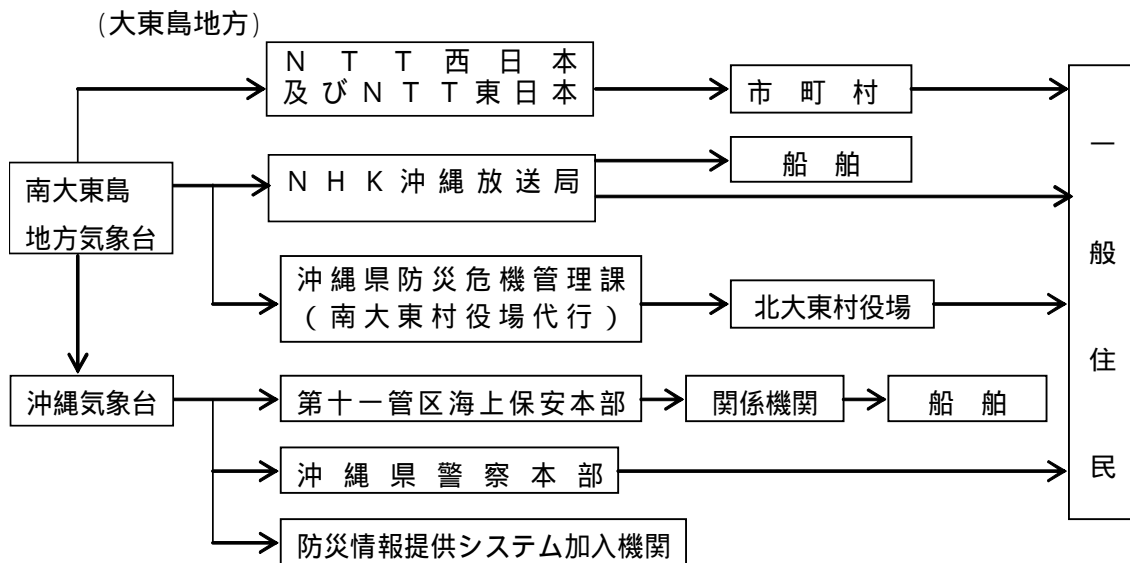
水防管理者は、県水防本部又は所轄土木事務所等から注意報又は警報の通報を受けたとき又は、自ら必要と認めるときは、直ちに管内の水防団、消防機関を水防活動態勢に入らせるとともに管内の諸般の状況を県水防本部又は所轄土木事務所長等に報告するものとする。

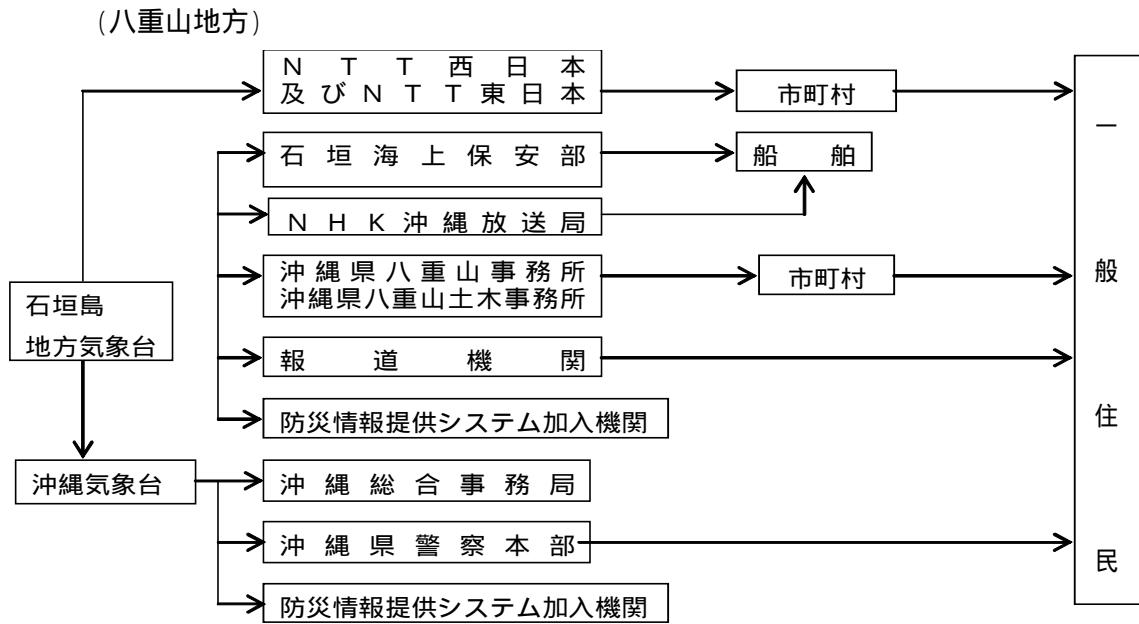
(5) 気象警報等系統図及び水防業務連絡系統図

ア 気象警報等系統図

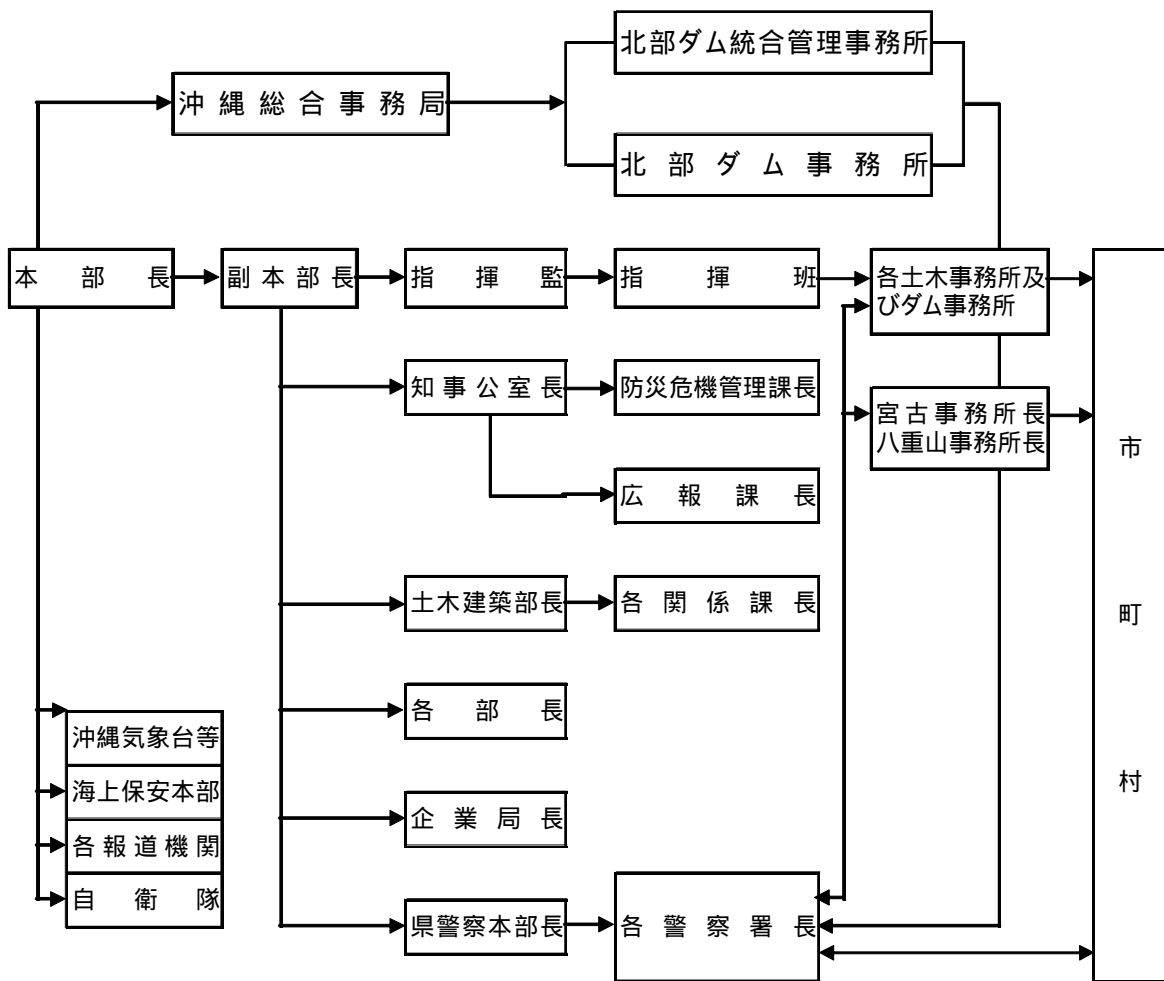
(沖縄本島地方)







イ 水防業務連絡系統図



2 諸観測及び通報

(1) 雨 量

県水防本部は、気象状況により相当の降雨が予想されるときは、各土木事務所等と緊密な連絡をとり必要に応じ管内の雨量を報告させる。

(2) 水 位

ア 水防管理者は、気象関係報道又は自らの判断で出水のおそれがあることを知った場合、所轄土木事務所長等に通報しなければならない。

イ 土木事務所長等は、アの通報を受けた場合は、直ちに県水防本部に報告するとともに適切な措置をとらなければならない。

ウ 水位の公表については、沖縄県防災気象情報システムにより、インターネットを通じて水位情報を提供する。

インターネットアドレス

沖縄県防災気象情報 http://okinawa.bosai.info/

(3) 潮 位

ア 水防管理者は、自らの判断により高潮又は津波のおそれが予想され、又は注意報、警報等があったときは風向、風速及び潮位を観測し、所轄土木事務所長等に通報しなければならない。

イ 土木事務所長等は、アの通報を受けたときは直ちに県水防本部に通報しなければならない。

第5章 出動、監視、警戒及び水防作業

気象注意報・警報の発表があった場合における水防関係職員、その他の関係者の水防のための出動監視、警戒及び水防作業は、気象の状況、水位の状況等によって次のとおり実施するものとする。

1 出 動

(1) 出動準備

水防管理者は次の場合管下の水防団又は消防機関等に対し出動準備をさせる。

ア 河川等の水位が上昇し、危険が予想され、かつ、出動の必要が予想されるとき。

イ 気象状況等から高潮又は津波の危険が予知されるとき。

(2) 出 動

水防管理者は次の場合、直ちに管下水防団又は消防機関をしてあらかじめ定められた計画に従い出動せしめ、警戒配置につかせその旨土木事務所長等に報告するものとする。

ア 河川の水位が上昇し、非常事態が予想されるとき。

イ 堤防等に異常を発見したとき。

ウ 気象状況により高潮又は津波の危険が予知され非常事態が予想されるとき。

2 監視及び警戒

(1) 常時監視

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、常時巡視員を設け随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視せしめ、水防上危険であると認められる箇所があるときは当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常警戒

水防管理者は出動命令を発したときから水防区域の警戒を厳重にし、特に既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防等を巡視し、異常を発見した場合は直ちに水防作業を開始するとともに所轄土木事務所長等に報告し、土木事務所長等は本部に報告するものとする。

(3) 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場合水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は警戒区域を設定し水防関係者以外の者に対してその区域への立入りを禁止し、若しくは制限し又はその区域からの退去を命じ或いは、その区域内の居住者又は水防現場にある者をして水防に従事させることができる。

3 非常事態の発生と水防作業

(1) 非常事態の発生

堤防等が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、その区域の水防管理者、水防団長は直ちにその旨を所轄土木事務所長等、ならびに氾濫のおそれのある方向の隣接地域の水防管理者及びその他水防に関係のある機関に通報するとともに被害の拡大を防止しなければならない。

(2) 応援

水防のため、緊急の必要があるときは水防管理者は他の水防管理者又は消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者はできるかぎり、その求めに応じなければならない。応援のため派遣された者は、水防についての応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

(3) 警察官の出動

水防管理者は水防上必要があると認めるときは、所轄警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。

(4) 自衛隊の出動

自衛隊法第83条により自衛隊は災害に際し知事の要請により出動する。

(5) 水防作業

水防作業を実施するにあたっては、流速、法面、護岸等の状態を考慮して使用材料がその附近で得やすい工法を施行し、極力水害の防止に努めなければならない。

第6章 通信連絡及び輸送

1 通信連絡

- (1) 水防時において通信連絡を確保することは水防活動の根源であり、電話、無線電話ファックス等の通信施設の強化に努めることにより通信連絡の迅速、確実を期するものとする。
- (2) 水防時に電話、無線電話、電報の通信を要するものの連絡系統は第4章1-(5)に定めたものとする。
- (3) 県の通信施設
県の通信施設として、沖縄県総合行政情報通信ネットワークを水防活動に必要な情報収集連絡に使用する。

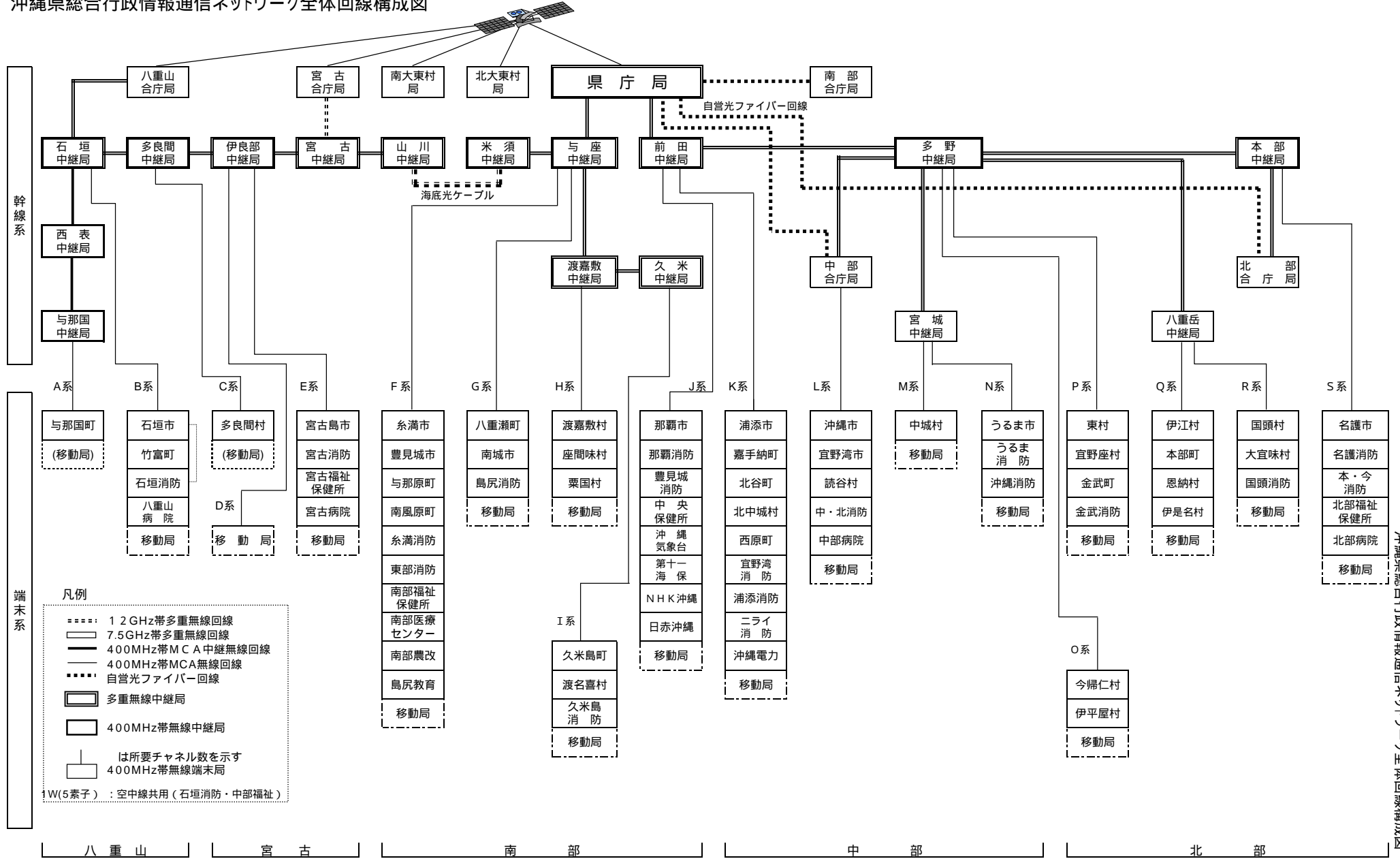
2 報道機関の活用

県水防本部は、各種災害対策事項の伝達については、放送局等の全面的な協力により、これを報道するものとする。

3 輸 送

- (1) 本部と各土木事務所等間の輸送経路については本部において管内の通報に基づく状態に従って通行経路を決定し、輸送の正確を図るものとする。
- (2) 土木事務所長等と水防管理団体の輸送経路については、土木事務所長等が輸送経路を決め、状況に応じて通行路線を指示するものとする。

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク全体回線構成図



第7章 避難のための立退き

- 1 洪水、高潮、津波等により著しく危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条の規定に基づき本部長、その命令を受けた職員、又は水防管理者は必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退き、又はその準備を指示する。
水防管理者は所轄警察署長とあらかじめ避難先、避難経路等について協議し住民に周知せしめる等必要な措置を講じておかなければならない。又、水防管理者が立退きを指示したときは、速やかに本部にその旨を報告しなければならない。
- 2 避難は原則として避難者各自で行うものとし、必要に応じ関係機関の車輛、舟艇等を利用する。

第8章 費用負担と公用負担

1 水防管理団体の水防に要する費用

水防管理団体の水防に要する費用は、水防法第41条の規定により当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、その水防管理団体等に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との協議によって定める。

2 公用負担

(1) 公用負担権限

水防法第28条の規定により水防のため緊急の必要があるときは水防管理者、水防団長又は消防機関の長は次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用及び収用
- ウ 車輛、その他の運搬具又は器具の使用
- エ 工作物、その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定によって公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書をこれらの委任をうけた者にあっては次のような証明書を携行し、必要がある場合には、これを提示しなければならない。

第 号

公用負担権限委任証明書

年令 氏名

上記の者に の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。

平成 年 月 日

水防管理者（水防団長、消防機関の長）

氏名

印

(3) 公用負担証票

水防法第28条の規定により公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に渡さなければならない。

番 号				
公 用 負 担 証 票				
物 件	数 量	負担内容(使用収用処分等)	期 間	摘 要
平成 年 月 日				
水防管理者氏名				印
(水防団長、消防機関の長)				
事務取扱者氏名				印
殿				

3 損失補償

上記権限行使によって損失を受けた者に対し、当該水防管理団体は時価によりその損失を補償しなければならない。

第9章 水 防 解 除

- 1 水防管理者は水位が減じ、警戒の必要がなくなったとき又は高潮もしくは津波のおそれなくなったときは、管理区域の水防活動体制を解除し一般に周知させるとともに所轄土木事務所等にその旨報告するものとする。
- 2 土木事務所長等は水防管理者からの報告により、所轄区域の水防管理団体がすべて水防活動体制を解除したときは、土木事務所等の水防体制を解除し、本部長に報告する。
- 3 本部長は土木事務所長等からの報告により県下の各土木事務所等がすべて水防体制を解除し、洪水又は高潮のおそれなくなったときは本部の水防活動体制を解除し、その旨一般に周知させる。

第10章 水防報告と水防記録

1 水防報告

水防管理者は、水防活動が終了したときは速やかに次の事項をとりまとめて別記1号様式により、土木事務所長等に報告するものとし、土木事務所長等は別記2号様式により2部県水防本部長に報告す

るものとする。

- (1) 天候の状況
- (2) 出水の状況
- (3) 水防団員又は消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (4) 堤防その他の施設等の異常の有無
- (5) 水防作業の状況
- (6) 使用資材の種類及び員数、並びに、消耗量及び回収量
- (7) 水防法第28条の規定による公用負担の種類及び数量
- (8) 応援の状況
- (9) 一般住民の出動状況
- (10) 警察の援助状況
- (11) 現地指導員の職氏名
- (12) 避難のための立退きの状況
- (13) 水防関係者の死傷
- (14) 殊勲者及びその功績
- (15) 今後の水防上考慮すべき点その他水防管理者の所見

2 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は次の水防記録を作成し保管するものとする。

- (1) 出動準備、出動命令及び水防活動解除の時刻
- (2) 出動水防作業員の数
- (3) 堤防その他の施設等の種類、延長及びこれに対する処置工法とその効果
- (4) 使用資材及び数量
- (5) 破損した器具、資材名及び数量
- (6) 警戒中の水位
- (7) 水防法第24条の規定により従事させた者の住所、氏名及びその理由
- (8) 収用又は購入の器具、資材名、その数量及びその事由並びにその理由
- (9) 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者並びにその理由
- (10) 水防作業中、負傷し疾病となり、又は死亡した者の氏名及びその手当状況
- (11) 避難のための立退きを指示した理由
- (12) 支出費帳簿
- (13) その他記録を必要とする理由

別記

水防活動実施状況報告書

第1号様式

(管理団体名)

印

水防実施の 台風名又は 豪雨等名							指 定 非指定 の 別			報 告 年月日			居 住 者 出 動 状 況		
出水の現況							所 要 経 費	区 分				警 察 の 応 援 状 況			
水防実施 場 所								人 手 当					現 地 指 導 員 の 職 氏 名		
日 時		自 至		月	日	時		時	間			水 防 関 係 者 の 死 傷			
出動人員		水防団員	消防団員	そ の 他	計			資材費				水 防 関 係 者 の 死 傷			
		人	人	人	人			器材費				立退きの状況及びそれを 指示した理由			
水防作業の 概況及び 工 延 法 長								燃料費				水 防 功 労 者 の 年 齢 及 び 所 属 並 び に 功 績 概 要			
								雑 費				水 防 功 労 者 の 年 齢 及 び 所 属 並 び に 功 績 概 要			
								計				水 防 功 労 者 の 年 齢 及 び 所 属 並 び に 功 績 概 要			
								合 計				水 防 功 労 者 の 年 齢 及 び 所 属 並 び に 功 績 概 要			
水 防 の 結 果		効 果	堤 防 m	耕地面 積 ha	家 屋 戸	道 路 m		そ の 他	数 量				堤防その他の施設等の 状況異常を生じたときは その場所及び状況		
		被 害	m	ha	戸	m		金 額				水 防 活 動 に 関 す る 所 見			
		被 害 額	円	円	円	円	円	数 量				水 防 活 動 に 関 す る 所 見			
		被 害 額	円	円	円	円	円	金 額				水 防 活 動 に 関 す る 所 見			
他の団体 よりの 応援状況							材		数 量				備 考		
							材		金 額				備 考		

記載要領

- 1 各水防管理団体及び土木事務所等で水防を行った箇所ごとに作成すること。
- 2 各水防管理団体は、所轄土木事務所長等に箇所ごとの報告書を2部提出すること。

水防活動実施報告書

第2号様式

平成 年 月 日 事務所長等名

水防実施の 台風名又は 豪雨等名	出水の概況	水防実施箇所	水防実施 の日時及び 終結日時	出勤人員数	水防作業の 概況	水防の効果		被害	所用経費概要		
						堤防	m		m	県費	円
				水防要員		耕地面積	ha.	ha	管理団体分	円	
				人		通路	戸	戸	計	円	
				消防団員		道路	m	m	人件費	円	
				人					物件費	円	
				県水防要員					その他	円	
				人		使用資材(数量)					
				その他		品名	管理団体名		県支出分		
				人			数量	金額	数量	金額	
				合計							
				人							
					その他						

記載要領

- 1 土木事務所長等は各水防管理団体より提出された第1号様式の報告書を集計して第2号様式報告書を作成すること。
- 2 第2号様式の報告書に第1号様式の報告書1部を付して本部長(海岸防災課取扱い)あて提出すること。
- 3 記載要領
 - (1) 出水の概況……………出水当時の模様を具体的に記入すること。
 - (2) 水防実施箇所……………箇所数を記入すること。
 - (3) 水防実施の日時及び終結日時……………管内管理団体中出勤の最も早かったものと最終解決のものについて記入すること。
 - (4) 作業の概況……………工法の種類並びに工法ごとの箇所数及び延長を記入すること。
 - (5) 枠内に記入できない項目については別紙記載としてよい。

第11章 水防管理団体の水防計画

- 1 水防管理団体は水防計画を定めておくものとする。
- 2 水防管理者は当該団体の水防計画を関係土木事務所長等あて通知するものとする。

第12章 水防施設及び水防器具

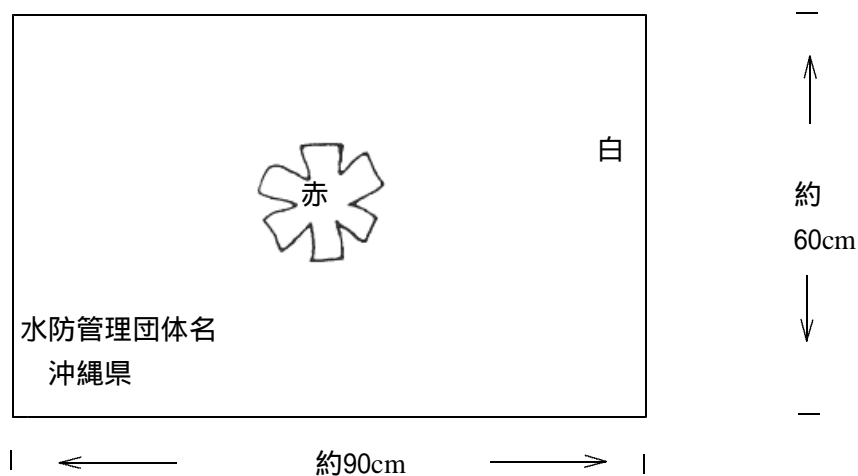
- 1 水防管理団体は管内における水防を十分に果たす責任を有し水防活動が円滑に運用されるよう必要に応じて水防倉庫又は水防資材の備付場等を設置し必要な水防機材等を準備しておくものとする。
- 2 土木事務所等は水防管理団体の備蓄水防資器材の不足が生じた場合緊急事態に対し応援するための資材器具を準備し、水防上緊急な場合、又は水防管理者からの要請があった場合土木事務所長等の判断で使用するものとする。

第13章 水防標識、信号及び身分証票

1 水防標識

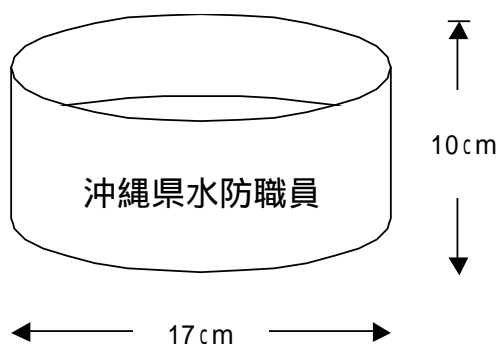
水防法第18条及び第19条の規定による優先通行者の標識は次のとおりとする。

標 識



2 水防職員の標識

水防に従事する県職員は図示の腕章をつけるものとする。



注) 白布、文字は赤とする。

3 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号は次のとおりとする。

第1信号 はん濫注意水位に達したことを知らせるもの

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべき事を知らせるもの

地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

区分方法	警 鐘 信 号			サイレン信号					
第1信号	休止	休止	休止	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒	約5秒	約5秒
				-	休止	-	休止	-	-
第2信号	-	-	-	約5秒	約6秒	約5秒	約6秒	約5秒	約5秒
	-	-	-	-	休止	-	休止	-	-
第3信号	-	-	-	約10秒	約5秒	約10秒	約5秒	約5秒	約5秒
	-	-	-	-	休止	-	休止	-	-
第4信号	乱 打			約1分	約5秒	約1分	約5秒	約5秒	約5秒
				-	休止	-	休止	-	-
	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号およびサイレン信号を併用することを妨げない。 3 危険があったときは口頭伝達により周知させるものとする。								

4 身分証票

水防法第49条第2項の規定に基づく沖縄県水防職員の身分証票は次のとおりである。

(表 面)	水 防 職 員 の 証	第 号	6cm
	所属機関 職名、氏名		
	(年 月 日生)		
	上記の者は、水防法第49条の規定に基づく水防職員である。		
	平成 年 月 日		
	長		
	9cm		
(裏 面)	水 防 法	(抜 粋)	6cm
	第49条	都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。	
	2	都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防関係に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。	
	第54条	次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。	
	(3)	第49条第1項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	
	9cm		

第14章 水防訓練

1 実施要領

水防作業は暴風雨の最中、しかも夜間に行うような場合があるので次のような事項について平素から十分な訓練を実施するものとする。

- (1) 観測(水位、潮位、雨量、風速)
- (2) 通信(電話、無線電話、電報、ファックス、伝達)
- (3) 動員(水防団、消防団の動員、居住者の応援)
- (4) 輸送(資材、器材、人員)
- (5) 工法(各水防工法)
- (6) 避難、誘導、救援

2 県は各関係機関の団体等の協力を得て総合訓練を実施するものとし特に水防工法、通信連絡等を中心とした訓練を地区別に実施するものとする。

3 水防管理団体は毎年1回以上なるべく出水期前に行うものとする。

4 水防管理団体が実施する水防訓練についてあらかじめ所轄土木事務所長等に通知するものとし結果を報告するものとする。

第15章 知事が水位到達情報(避難判断水位)の通知及び周知を行う河川

水防法第13条第2項の規定に基づき、県知事が水位到達情報(避難判断水位)を通知及び周知させる事項及び通知先並びに手段は以下のとおりである。

1 県知事が水位到達情報(避難判断水位)の通知及び周知を行う河川

水系名	河川名	区域
安里川水系	安里川	(左岸) 南風原町字新川593番地先から泊高橋に至る (右岸) 那覇市首里鳥堀町5-39-2地先から泊高橋に至る
安里川水系	久茂地川	(左岸) 那覇市牧志町1丁目地先の安里川分派点から国場川合流点に至る (右岸) 那覇市前島1丁目地先の安里川分派点から国場川合流点に至る
安里川水系	真嘉比川	(左岸) 那覇市字古島406番地の1地先から安里川合流点に至る (右岸) 那覇市字古島407番地先から安里川合流点に至る
安謝川水系	安謝川	(左岸) 那覇市首里石嶺町3丁目80番地先から海に至る (右岸) 那覇市首里石嶺町3丁目4番地先から海に至る
国場川水系	国場川	(左岸) 南風原町字宮城当川原380番2地先から漫湖を含み明治橋に至る (右岸) 南風原町字大名宮城原181番3地先から漫湖を含み明治橋に至る
小波津川水系	小波津川	(左岸) 西原町字池田東佐明350番1地先から海に至る (右岸) 西原町字池田東佐明353番2から海に至る
天願川水系	天願川	(左岸) うるま市石川山城地先から海に至る (右岸) うるま市石川山城地先から海に至る
比謝川水系	比謝川	(左岸) 沖縄市字安慶田114の1地先より海に至る (右岸) 沖縄市字安慶田116の1地先より海に至る

2 水位観測所の位置と水位

水系名	河川名	位置	避難判断水位	氾濫危険水位
安里川水系	安里川	那覇市牧志	2.15m	2.70m
安里川水系	久茂地川	那覇市前島	4.55m	4.65m
安里川水系	真嘉比川	那覇市字松川	3.40m	3.80m
安謝川水系	安謝川	那覇市首里石嶺町	2.60m	3.00m
"	"	那覇市古島	3.45m	4.35m
国場川水系	国場川	南風原町字兼城	4.05m	4.30m
小波津川水系	小波津川	西原町字小波津	2.45m	3.25m
天願川水系	天願川	うるま市字天願	6.65m	6.90m
比謝川水系	比謝川	沖縄市松本	3.90m	4.70m

3 通知者及び通知先

水系名	河川名	通知者	通知先			
			管轄土木事務所	水防管理団体	管轄消防機関	その他関係機関
安里川水系	安里川	県土木建築部 河川課 TEL 098-866-2404 FAX 098-868-9396	南部土木事務所 TEL 098-867-2941 FAX 098-861-7405	那覇市総務部 総務課 市民防災室 TEL 098-861-1102 FAX 098-862-0614	那覇市消防本部 指令情報課 TEL 098-868-9911 FAX 098-868-9912	NHK沖縄放送局 TEL 098-865-3641 FAX 098-865-3615
	久茂地川					
	真嘉比川					
安謝川水系	安謝川		南部土木事務所 (上記参照) 中部土木事務所 TEL 098-894-6512 FAX 098-937-2510			沖縄気象台 TEL 098-833-4285 FAX 098-833-4293

水系名	河川名	通知者	通知先			
			管轄土木事務所	水防管理団体	管轄消防機関	その他関係機関
国場川水系	国場川	県土木建築部 河川課 TEL 098-866-2404 FAX 098-860-9396	南部土木事務所 TEL 098-867-2941 FAX 098-861-7405	南風原町総務課 TEL 098-889-4415 FAX 098-889-7657	東部消防本部 通信司令室 TEL 098-944-1191 FAX 098-944-0101	NHK沖縄放送局 TEL 098-865-3641 FAX 098-865-3615 沖縄気象台 TEL 098-833-4285 FAX 098-833-4293
小波津川水系	小波津川		中部土木事務所 TEL 098-894-6512 FAX 098-837-2510	西原町総務課 TEL 098-945-5011 FAX 098-946-6086		
天願川水系	天願川			うるま市総務部 総務課 TEL 098-973-0606 FAX 098-973-9819	沖縄市総務部 総務課 TEL 098-939-7773 FAX 098-934-3830	
比謝川水系	比謝川					

4 情報伝達手段

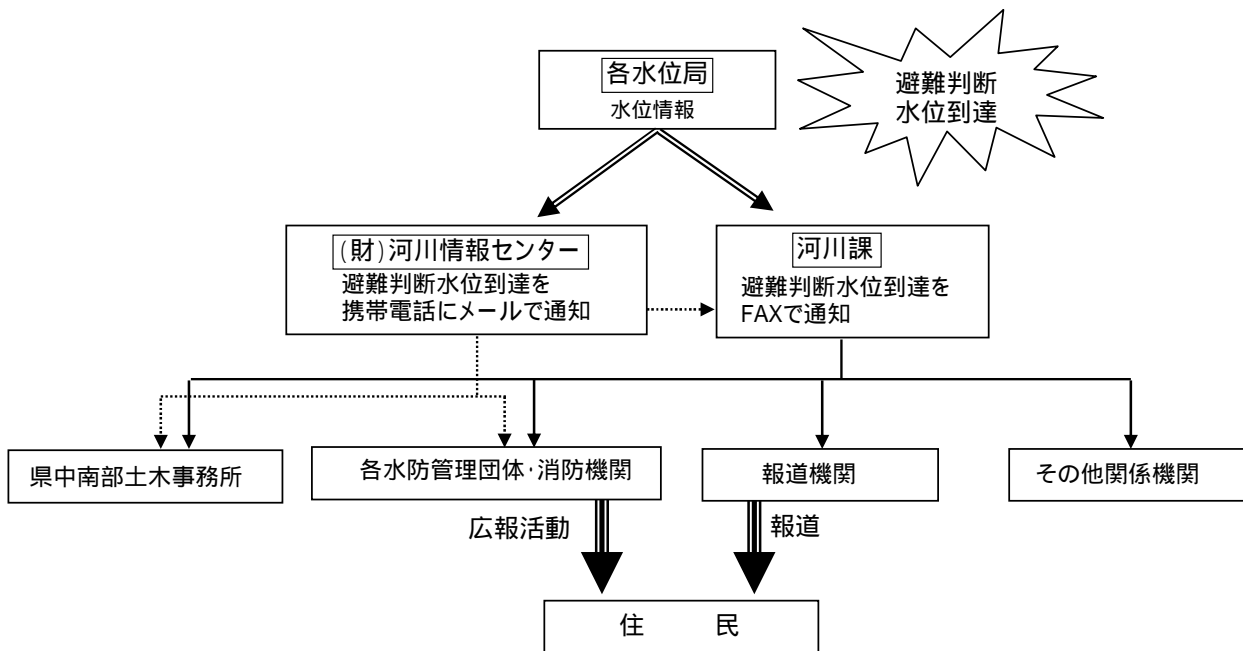
水位情報の伝達は下記によりおこなう。

(1) FAXによる情報伝達

県土木建築部河川課から県中南部土木事務所、各水防管理団体、消防機関、報道機関、その他関係機関

(2) メールによる情報伝達

財団法人 河川情報センターから各水防管理団体、消防機関



川 はん濫警戒情報

平成 年 月 日 時 分発表
 沖縄県 土木建築部 河川課
 TEL：098-866-2404
 FAX：098-868-9396

【主 文】

川は、____時____分に、____市____橋の観測所で、避難判断水位____mに達しました。

今後とも豪雨が継続するようであれば、危険な水位となります。

____観測所の水位が、あと____m上昇すると、____観測所の受けもつ区間(____市____地区～____町____地区)のうち特に護岸が低い箇所ではん濫のおそれがあります。

関係機関においては、市町村長が発する避難勧告等の避難情報に注意するとともに、周囲の状況の確認・避難公報準備等をお願いします。

【参 考】

名 称	水 位	備 考
はん濫危険水位	m	氾濫が起こる可能性がある水位
避難判断水位	m	避難勧告の目安のひとつとなる水位である
はん濫注意水位	m	水防団等が出動する目安になる水位

